

様式1-2:家を解体した後、
その土地を売った場合
記入例

別記様式 1-2 被相続人居住用家屋の全部の取壊し若しくは除却をした後又はその全部が滅失した後における譲渡の場合
(令般特別措置法第35条第3項第2号)

被相続人居住用家屋等確認申請書

申請者 住所 **福岡県宗像市〇〇1丁目2番3-405号** ← **③申請者について
住民票に記載の「住所」「氏名」**

氏名 **宗像 一郎** 電話 **090-1234-5678**

下記について確認願います。

下記家屋及びその敷地等は、当該家屋が「相続の時から取壊し、除却又は滅失の時まで事業の用、貸付ないこと」（租税特別措置法第35条第3項第2号イ）、当該敷地等が「相続開始の日から起算して同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間にしたものに限り、なお、本申請書を用いての申請は、令和6年1月1日以降に譲渡したものに限る。」により相故人（相続受遺者）である被相続人居住用家屋等の譲渡事項を記載すること。また、被相続人居住用家屋等の譲渡事項を記載する場合、被相続人居住用家屋等の譲渡事項を記載する場合は、被相続人居住用家屋等の譲渡事項を記載する場合は、被相続人居住用家屋等の譲渡事項を記載すること。

①家が建った日
閉鎖事項証明書に記載の「**新築日**」

②被相続人について
住民票の除票に記載の「**住所**」「**氏名**」

②被相続人について
住民票の除票に記載の「**死亡日**」

③申請者以外の相続人について
相続を受けた項目に✓

③申請者以外の相続人について
住民票に記載の「**住所**」「**氏名**」

**④売買取約書に記載の「所有権移転日」もしくは、
⑤土地の登記事項証明書に記載の「引渡し日」**

福岡県宗像市□□2丁目345-6、345-7			
昭和50年	1月15日	家屋の取壊し、除却又は滅失の日（※5）	令和6年 12月 10日
(住所) 福岡県宗像市□□2丁目3-6			
(氏名)	宗像 花子		申請者からみた続柄 母
令和6年 3月 1日	譲渡日（※6）	令和7年 5月 10日	
(住所) 福岡県宗像市△△1丁目4番5-6			
(氏名) 宗像 二郎			
☒ 家屋 ☒ 敷地等	☒ 家屋 ☐ 敷地等		
(氏名) 宗像 二部			
相故人（※7）の数（申請者を含む） ☒ 2名以下 ☐ 3名以上 ※該当する口に✓			

（※3）申請被相続人居住用家屋及びその敷地等が、被相続人から相続又は遺贈（贈与者の死亡による相続）により相故人（相続受遺者）である被相続人居住用家屋等の譲渡事項を記載すること。また、被相続人居住用家屋等の譲渡事項を記載する場合、被相続人居住用家屋等の譲渡事項を記載すること。

（※6）申請被相続人居住用家屋の敷地の譲渡は、相続開始日から起算して同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間にしたものに限り、なお、本申請書を用いての申請は、令和6年1月1日以降に譲渡したものに限る。

（※7）相続又は遺贈により申請被相続人居住用家屋とその敷地等のいずれも取得した相故人に限る。

換価分割の場合は✓

相続人の人数に応じて✓

必要書類

申請書類		
※申請された書類はお返すことはできません。 ※書類は全て原本での提出をお願いします。(コピーと書いている項目以外)		
① 被相続人居住用家屋等確認申請書 ※家の相続を受けた全員分	申請書は相続人ごとに作成する必要があります。 代表者がまとめて提出してください。	☐
添付書類		
② 被相続人の住民票の除票の写し	被相続人が2ヵ所以上の老人ホーム等に入居していた場合は戸籍の附票の写しも必要	☐
③ 相続人の住民票の写し ※家の相続を受けた人全員分	相続開始直前の住所の記載がない場合は戸籍の附票の写しが必要	☐
④ 申請物件の売買契約書のコピー	全てのページのコピーが必要	☐
⑤ 土地の登記事項証明書	換価分割をした場合は遺産分割協議書が必要	☐
⑥ 家の閉鎖事項証明書	存在しない(未登記の)場合は解体工事の契約書のコピー及び請求書と領収書	☐
⑦ 相続開始日から譲渡日までの期間に空き家であった事が確認できる書類 ※右枠の例から1種類	・水道・電気・ガスいずれかの使用中止証明書等(閉栓日や解約日、契約名義人を確認) ・不動産会社が現況「空き家」と記載した広告	☐
⑧ 撮影日の記載がある更地の写真	撮影日は家屋の解体後から譲渡日までの期間内	☐
被相続人が老人ホームに入居していた場合は以下の書類も必要		
⑨ 介護保険の被保険者証のコピー または要介護認定等の決定通知書等	要介護認定や要支援認定を受けていたことを確認	☐
⑩ 施設入所時の契約書のコピー	施設の名称・場所・種類等を確認	☐
⑪ 老人ホーム等に入居していた期間に、被相続人以外の方が賃貸等の理由で居住をしていなかった事が確認できる書類 ※右枠の例から1種類	・水道・電気・ガスいずれかの使用中止証明書等(閉栓日や解約日、契約名義人を確認) ・老人ホーム等による家への外出・外泊等の記録 ・申請家屋に送付された被相続人宛ての手紙	☐
その他		
⑪ 委任状 ※様式は問いません	相続人・遺贈人以外の方が申請される場合は必要	☐
⑫ 返信用封筒 ※切手も必要	郵送での交付を希望される場合は必要	☐

記入例や必要書類の案内で出てくる用語について

被相続人：今回亡くなられた人

相 続 人：亡くなった方の家を相続した人

申請者：相続人と同じ

相続開始日:被相続人が亡くなった日

換 価 分 割 : 相続が発生した後に家を売り、そのお金を相続すること

登記事項証明書:法務局で取得できる、家・土地の所在地や権利情報が記載された
証明書のこと

閉鎖事項証明書:現在は(解体して)存在しない家の登記事項証明書のこと